

終了時評価調査結果要約表

1. 案件の概要		
国名：ベトナム社会主義共和国		案件名：知的財産権の保護および執行強化プロジェクト
分野：民間セクター開発		援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第一チーム		協力金額（評価時点）：約 2.0 億円
協力期間	2012 年 6 月～2017 年 3 月 （4 年 9 カ月；当初の 3 年から 1 年 9 カ月延長）	先方関係機関： カウンターパート（C/P）機関： 科学技術省国家知的財産庁（NOIP） 協力機関：公安省経済警察局経済警察（EP）、財務省税関総局（GDC）、科学技術省科学技術監査部（IST）、商工省市場管理局（MSA）
		日本側協力機関： 経済産業省特許庁、経済産業省模倣品対策室
		他の関連機関：なし

1－1 協力の背景と概要

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」と記す）においては、自国の産業の進展に伴い、知的財産権（IPR）の保護の必要性が増大するとともに、2005 年 11 月に知的財産権法が制定され、2009 年に補完、修正されたことによって模倣品対策等を行ううえで必要な制度が整備されつつある。加えて、2007 年 1 月にベトナムが世界貿易機関（WTO）に加盟したことにより今後の通商と産業の発展が期待されているなか、日越共同イニシアチブや日越経済連携協定（EPA）においても知的財産権保護は重点項目として挙げられていることから、今後更なる知的財産権の保護が求められると考えられる。

しかしながら、現状においては企業や市民の意識がまだ不十分であること、及び知的財産権の侵害物品を摘発する商工省市場管理局（MSA）、公安省警察総局経済警察（EP）、科学技術省科学技術監査部（IST）、財務省税関総局（GDC）等執行機関のキャパシティー不足、各執行機関と国家知的財産庁（NOIP）との連携不足などの理由により、いまだ知的財産権の保護及び権利の執行は十分とは言えない状態にあり、国内での模倣品被害は増加している。

このような状況において、知的財産権の政策全般を所管する NOIP をはじめとする知的財産権に関連する機関においては知的財産権の保護及び執行能力の強化に早急に取り組む必要があり、その取り組みをより迅速に進め、またより効果的なものにするために、当該分野での経験・知見が豊富な日本政府に対し、ベトナム政府より本件協力が要請された。これを受けて、国際協力機構（JICA）は、詳細計画策定調査を 2012 年 3 月に実施し、両国は 2012 年 6 月 19 日付で討議議事録（R/D）への署名を行い、2012 年 6 月 28 日に協力期間を 3 年とする「知的財産権の保護および執行強化プロジェクト」（本事業）が開始された。

その後、2014 年 11 月に最初の終了時評価調査を実施したが、本事業の一部の活動が当初計画に比し 1 年 9 カ月遅れていることが確認された。そこで、NOIP と JICA は本事業の協力期間を 1 年 9 カ月（2017 年 3 月まで）延長することに合意し、プロジェクト活動に取り組んでいる。延長後の協力期間が 2017 年 3 月に終了することから、今回の第 2 回目の終了時評価調査が 2016 年 11 月に実施されたものである。

1－2 協力内容

本事業は、ベトナムにおいて、NOIP が行う人材育成、知財関係執行機関との情報交換、そして啓蒙活動を広範に行うことにより、知的財産権の保護と執行を実施するうえでの NOIP の能力が構築されることを図り、もってベトナムの知財関係機関の保護と執行の能力構築に寄与するものである。

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

- (1) 成果1：知的財産権の保護と執行に関する関係機関の能力が強化されるよう、NOIPが人材育成を効果的に実施できるようになる。

指標 1-1：開発された教材を用いた研修の回数が3回以上となる

指標 1-2：各執行機関向けの研修カリキュラムと教材が執行機関と共同して作成される

指標 1-3：14名のマスタートレーナー（MT）／ファシリテーターが自身でセミナー／研修を実施できる

成果1は、達成される見込みである。

- ・MTによるIPR執行機関（EP、GDC、IST、MSA）の職員向けのパイロット研修は、計12回実施された。具体的には、GDCが3回、MSAが4回、EPが2回、ISTが3回である。パイロット研修参加者は、MTの知識・スキルを高く評価している。（指標 1-1）
- ・研修教材については、NOIPが知財の一般知識に関するモジュール、各IPR執行機関が各機関の専門知識に関するモジュールを各々ドラフトして、第1ドラフトが完成した。MTは、第1ドラフトに基づいて作成した講義用教材を用いてパイロット研修を実施した。第1ドラフトは、まだIPR執行機関へ配布されていないが、これはパイロット研修を実施した結果に基づき、第1ドラフトを改訂することが決められたためである。現在、IPR執行機関は、それぞれ担当部分の改訂をほぼ完了している。一方、NOIPは、その担当部分の改訂作業を協議する内部委員会を設置する予定である。同改訂作業が終了し、NOIP及びIPR執行機関で承認後、研修教材は本事業終了までに地方支局を含むIPR執行機関に配布される予定である。（指標 1-2）
- ・カリキュラムについては、パイロット研修の計画時にNOIPとIPR執行機関にて開発されており、パイロット研修は同カリキュラムに基づいて実施されている。（指標 1-2）
- ・NOIPとIPR執行機関より14名のMTを選定し、MTの知的財産権執行の理解深化、指導能力向上、教材ドラフトチームによる研修教材の開発、MTを講師としたIPR執行機関職員向けのパイロット研修の実施等に取り組んだ。その結果、MTが研修教材を用いて各IPR執行機関の職員に対する研修を実施することが可能になっている。（指標 1-3）

- (2) 成果2：知的財産権の執行に関する関係機関とNOIPの間での情報収集・提供システムが強化される。

指標 2-1：共有すべき情報と情報共有システムが計画される

指標 2-2：知的財産権情報収集提供のためのガイドライン案

成果2は、達成される見込みである。

- ・2014年11月に実施された終了時評価で、情報収集・提供システムの試行開始が当初予定の2014年9月から1年9カ月遅れた2015年6月に開始見込みであることが確認された。そのため、1年9カ月プロジェクト期間が延長された。
- ・本事業を通して、NOIPとIPR執行機関との情報共有のためのシステムは強化されている。NOIPとIPR執行機関との情報共有のためのITシステムが開発・導入された。2016年5月のITユーザーミーティングにおいて、NOIP及びIPR執行機関は、ITシステムの状況をレビューし、ITシステムの利用頻度が依然として低いことが確認されたため、ITベンダーによるシステム改良、IT C/Pへの再研修が実施された。その結果、ITシステムへのアクセス数は増加しているものの、データのアップロードは進んでいない。残された課題は、ITシステムの利用をできる限り促進させることである。（指標 2-1）
- ・NOIP及びIPR執行機関は、共有すべき情報やタイミング、情報共有するために必要な人材、予算、機材等の確保責任が規定された情報共有のための覚書（MOU）に署名した。現在、同MOUに基づき、ITシステムが試行運用中である。（指標 2-2）

(3) 成果3：国民に知的財産権を普及させるための NOIP の能力が改善される。

指標 3-1：各ターゲットグループ用に知的財産権の普及啓発用資料が作成される

指標 3-2：少なくとも 3 回のラウンドテーブルが開催される

指標 3-3：知的財産の普及啓発計画が作成され、この計画下で 2 種以上のパイロット活動が実施される

成果 3 は、達成される見込みである。

- ・子ども向けに、アニメーションが作成され、その DVD が既に全国の各教育訓練局から各小学校へ配布されている。そのアニメーションは、JICA からの要請により、ベトナムの国営または公共放送で計三度放送された。また、ジャーナリスト向けに、ラウンドテーブルのアジェンダが作成された。(指標 3-1)
- ・ジャーナリスト向けのラウンドテーブルについては、ハノイにて 3 回、ダナンにて 2 回、ホーチミンにて 3 回の計 8 回開催された。(指標 3-2)
- ・「普及啓発戦略」のファイナルドラフトが作成され、そのファイナルドラフトをもとにターゲットとして子どもとジャーナリストの 2 つのグループが選定され、各々を対象とした知的財産権の普及啓発活動が実施されている。残された活動は、子ども向けの普及啓発活動において、DVD を配布した小学校からのフィードバックを得ることである。(指標 3-3)

(4) プロジェクト目標：ベトナム国の知的財産権の保護と執行を強化するための、NOIP の能力が向上する。

指標 1：各成果の活動を継続するための保護と執行に関する NOIP の知識取得状況

指標 2：各成果の活動を継続するための NOIP の業務手法やリソース／ツールの整備状況

プロジェクト目標は、達成される見込みである。

- ・合同評価チームは、本事業を通して NOIP が獲得した知的財産権の保護と執行に関する知識レベル（指標 1）と、NOIP の業務手法やリソース／ツールの整備状況（指標 2）を 4 段階評価することとし、長期専門家と NOIP に加え、IPR 執行機関にも質問票を配布し、その結果を収集した。
- ・NOIP が本事業を通して獲得した知識レベルの評価結果について、下表のとおり、各成果いずれもランク 4（非常に向上した）あるいはランク 3（ある程度向上した）と高く評価されている。(指標 1)

評価ランク	成果 1	成果 2	成果 3
4 非常に向上した	2	2	4
3 ある程度向上した	5	5	3
2 あまり向上していない	0	0	0
1 全く向上していない	0	0	0

出典：合同評価チーム／サンプル (7)；長期専門家 (2)、NOIP、GDC、MSA、EP、IST

- ・NOIP の業務手法やリソース／ツールの整備状況の評価結果について、下表のとおり、各成果いずれも、ランク 3（ある程度向上した）以上であり、サンプルの半数以上がランク 4（非常に向上した）と高く評価されている。(指標 2)

評価ランク	成果 1	成果 2*	成果 3*
4 非常に向上した	4	4	3
3 ある程度向上した	3	2	3
2 あまり向上していない	0	0	0
1 全く向上していない	0	0	0

出典：合同評価チーム／サンプル (7)；長期専門家 (2)、NOIP、GDC、MSA、EP、IST

*1 機関が無回答。

3-2 評価結果の要約¹

(1) 妥当性：高い

- ・「社会経済開発戦略 2011～2020」は、科学技術の発展は持続可能な開発を加速する鍵となるモチベーションであり、ベトナムは真剣に知的財産権の法執行を進める必要がある点が強調されている。セクターレベルでは「科学技術開発戦略 2011～2020²」において、知的財産権の執行と関連づけて科学技術市場を発展させることが重要であることが述べられている。この点に対処すべく、同戦略では知的財産権関連法の執行促進及び知的財産の国家プログラムの策定に重点が置かれている。首相令 845 号 (2011 年)³でも、知的財産権の権利者、消費者、社会経済発展に悪影響を及ぼす産業財産の侵害に取り組む必要性が強く述べられている。このように、本事業は、ベトナム政府の政策と合致している。
- ・日本の対ベトナム国別援助方針 (2012 年 12 月) では、重点分野の 1 つに「成長と競争力強化」を掲げ、「市場経済制度の改善」を支援する方針であるため、本事業は日本政府の援助政策に整合するものである。
- ・首相令 845 号 (2011 年) に対応するため、科学技術省 (MOST) をはじめとした知的財産権の執行機関は、知的財産権の保護と執行を強化する必要性を強く認識していた。また、MOST 傘下の NOIP は、知的財産権の取得に対する責務を負っており、知的財産権の保護・執行強化のためには、国民への知的財産に関する普及啓発及び執行機関との連携の重要性を強く認識していた。したがって、本事業のターゲットグループの選定は適切である。
- ・日本は、知的財産権の保護と執行分野において、技術的に高い能力と経験豊富な専門家を有しているため、ベトナム支援に対する日本の優位性は高い。

(2) 有効性：高い

- ・NOIP は、人材育成、情報共有及び普及啓発に関する知識を、本事業を通して獲得した。また、NOIP は人材育成、情報共有及び普及啓発に関するリソース、ツール、業務手法を整備した。NOIP の知識レベル、リソース、ツール及び業務手法の整備状況は、長期専門家、NOIP 及び IPR 執行機関から高く評価されている。したがって、プロジェクト目標は達成される見込みである。
- ・人材育成のための NOIP の能力は、成果 1 を達成することで向上する。情報共有のための NOIP の能力は、成果 2 を達成することで向上する。また、普及啓発のための NOIP の能力は、成果 3 を達成することで向上する。これらの能力向上は、プロジェクト目標の達成に直接的に貢献するものである。したがって、各成果は、プロジェクト目標達成のために適切に設定されている。

(3) 効率性：やや高い

本事業においては、成果を達成するために十分な投入と活動が計画、実行された。

以下は、成果達成に効率的あるいは効果的であった。

- ・計 10 回の本邦研修が実施され、延べ 92 名が参加した。同研修への参加を通して、参加者は知的財産権の保護と執行に関する情報を得るとともに、NOIP 及び IPR 執行機関の職員との間の人材ネットワークを構築した。プロジェクトは、研修を特定のテーマで各機関のリーダー向けのコースと MT 向けのコースとに分けて実施したため、効果的であった。
- ・延べ 4 名の長期専門家と 6 名の短期専門家が派遣された。短期専門家は、本事業の状況に応じて時宜を得て、専門知識や経験に基づき研修や技術的な助言を行った。長期及び短期専門家の活動は、成果の達成に貢献している。
- ・IT システムの開発をハノイの地元企業が落札した (そのため、日系企業と比較して開発費及び維持費が低減されたと推定される。また、IT システムの改良や研修の再実施など事後的な

¹ 「高い」「やや高い」「中程度」「やや低い」「低い」の 5 段階で判断した。

² The Decision No.418/QD-YYg dated 11/04/2012.

³ The Instruction No.845/CT-TTg dated 02/06/2011 on strengthening the implementation of industrial property rights.

対応について、プロジェクトからの依頼に応じ即座に実施された)。

- ・システムの開発において、本事業の先行事業で開発されたデータベースである電子図書館 (IP Lib) が活用された。
- ・本事業で作成されたアニメーションが JICA からの依頼により費用負担なく地元 TV 局で放送された。

以下では課題が確認された。

- ・本事業では、システムの検討が注意深く行われたことから、関係者間でどのようなシステムを作成すべきかについて最終的な合意を得るまでに長い時間を要した。そのため、意思決定がタイムリーではなかった。
- ・研修教材の改訂に長時間を要している。プロジェクトは、JICA が第 1 ドラフトの作成時に残業代を支払っていたため、JICA に対し改訂作業時の残業代の支払いも要請したが、JICA は 2015 年 10 月に NOIP に対し改訂作業に関する残業代は支払わない旨通知した。その後、第 1 ドラフトの改訂をどのように進めるかの検討に長時間を要した。これらにより、同改訂作業は当初計画から遅れることとなった。
- ・DVD を小学校へ配布するためのライセンス取得について、その取得に関する問題が複雑なこともあり時間がかかった。その間、本事業では、DVD のアニメーションを TV 放送することで普及啓発に取り組んだ。

(4) インパクト：やや高い

上位目標：知的財産権の保護と執行に関する関係機関の能力が向上する。

指標 1：取締件数の動向

指標 2：投資家及び企業による知財執行の関連機関の能力の評価

- ・知的財産権の保護・執行はベトナム政府の優先度の高い政策の 1 つであり、合同評価チームは、こうした状況及び以下の状況を考慮して、本事業の各成果が本事業終了後も継続されれば、プロジェクト終了後 3～5 年後に上位目標の達成が見込まれると評価した。
 - IPR 執行機関である GDC、MSA、EP、IST の執行件数は概して増加傾向である。(指標 1)
 - 合同評価チームは、ベトナムにおける IPR 執行機関の能力に関するコメントを入手するため、日系企業・団体へインタビュー調査を実施した。各企業・団体からのコメントには、以下のように、高低いずれの評価もあった。(指標 2)
 - * IPR 執行機関は、権利者の要請がなくとも自発的に侵害疑義物品を発見している。
 - * IPR 執行機関が取締を強化しようとしているが、各機関の予算や機材の不足から十分な取締を実施するのが困難と思われる。
 - * 執行担当職員は、取締に必要な知識・能力を十分に有していない。
- ・NOIP に対してのみでなく IPR 執行機関に対しての活動が上位目標達成に向けて直接的に貢献している。
- ・波及効果として、NOIP は本事業を通して知的財産権の執行に関する知識を深めたため、知的財産権行政全般の政策立案の能力が向上した。

(5) 持続性：やや高い

1) 政策面

「社会経済開発戦略 2011～2020」「科学技術開発戦略 2011～2020」首相令 845 号 (2011 年) 等のベトナム政府文書で知的財産権の保護・執行の重要性について述べており、知的財産権の保護と執行に関する政策面でのサポートは、本事業終了後も継続すると想定される。

2) 財政・組織面

全般的に、NOIP 及び IPR 執行機関は、本事業の活動を継続するための予算、人材及び能力は有している。しかしながら、情報共有のための MOU の規定どおりに情報共有が行われていないなど、いくつか課題がみられる。

a) 成果 1 について

- ・IPR 執行機関は研修のための予算を確保しており、パイロット研修の経費をプロジェクト

と分担している。MT による定期会合が半年に一度開催されている。MT の後任／候補者向けに、能力強化のための研修が実施されている。また、MT 及びその後任／候補者は、いかに MT のノウハウを共有するかを検討している。その結果、多くの方策が MT 及び同後継者／候補者から提案されたが、そうした方策はまだ実際には取り組まれていない。

b) 成果 2 について

- ・情報共有のための MOU には、共有すべき情報の種類及びタイミング、NOIP 及び IPR 執行機関が予算と人材を確保すること、NOIP が MOU の履行状況をレビューする会合を 1 年に一度主催することが規定されている。しかしながら、同 MOU に規定どおりには情報共有が実施されていない。
- ・IT C/P が IT システムへのデータのアップロードのために各 IPR 執行機関に配置されている。

c) 成果 3 について

- ・NOIP は、本事業において普及啓発活動の経費を負担していないものの、普及啓発のための予算と人材を有している。
- ・NOIP は、普及啓発戦略のファイナルドラフトを作成した。

d) EP の組織変更

- ・刑法の改正に伴う組織変更により、知的財産権の執行機能は、EP (C46) から密輸防止局 (Anti-smuggling Investigation Police (C74)) に移行される計画である。しかしながら、組織変更後も、EP の地方支局の一部はその機能を保持し、EP は知的財産権侵害の特定事案を引き続き扱うことになる。組織変更に伴い、EP の知的財産権侵害事案担当の職員は C74 に異動し、EP の MT が C74 に対して研修を実施する予定である。

3) 技術面

IT システムの技術面での持続性の基礎は形成されている。

- ・情報共有のための MOU では、NOIP 及び IPR 執行機関が設備、機材、その他の技術を確保することが規定されている。
- ・IT システムのユーザーマニュアルが作成された。
- ・1 年以上にわたり、IT システムが試行運用されている。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

- ・NOIP と IPR 執行機関との間の人材ネットワークが本邦研修やベトナム国内での研修等多くの機会を通じて強化された。
- ・知的財産権の保護と執行がベトナム政府の優先政策になっている。

(2) 実施プロセスに関すること

- ・情報共有及び本事業の活動の方向性の議論のために、NOIP のプロジェクト・マネージャー、プロジェクト・アシスタント及び 2 名の長期専門家による定例ミーティングが原則 2 週間に一度開催された。また、NOIP と IPR 執行機関との間の情報共有も適切に実施されている。
- ・日本人専門家とベトナム側関係者とのコミュニケーションが円滑であり、2 番目の業務調整員がベトナム語を話せることがその理由の 1 つである。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

- ・本事業の関係者間でどのようなシステムを作成すべきかについて最終的な合意を得るまでに時間を要した。それは、第一に、ベトナム側、日本側双方でシステムに関する共通かつ明確な構想を共有することなく本事業が始められたこと、第二に、WEB ベースで NOIP 及び IPR 執行機関間のネットワークをシステム構築することはベトナムで前例がないため、IT システム導入の妥当性、IT システム開発の実現可能性と費用について、JICA 内部の検討に長時間を要したからである。プロジェクトは、本事業関係者と丁寧に協議を重ねた結果、合意を得るまでに時間を要したものの、本事業関係者の要求を満足する IT システムが開発され、情

報共有システムの強化につながっている。

(2) 実施プロセスに関すること

- ・プロジェクトは、JICA が第 1 ドラフトの作成時に残業代を支払っていたため、JICA に対し改訂作業時の残業代の支払いも要請したが、JICA は 2015 年 10 月に NOIP に対し改訂作業に関する残業代は支払わない旨通知した。その後、第 1 ドラフトの改訂をどのように進めるかの検討に長時間を要した。これらにより、同改訂作業は当初計画から遅れることとなった。
- ・小学校への DVD 配布について、ベトナム国内の DVD を配布するためのライセンス取得手続きが明確でないため、そのライセンス取得手続きに長い期間を要した。

3-5 結 論

上述のとおり、各成果が達成見込みであり、プロジェクト目標が達成される見込みであることが確認された。本事業の 5 項目評価については、妥当性、有効性が「高い」、効率性、インパクト、持続性が「やや高い」と評価された。よって、本事業の評価は高いといえ、合同評価チームは、予定どおり 2017 年 3 月に本事業を終了するとの結論に達した。

3-6 提 言

3-6-1 本事業終了までの方策

(1) 研修教材の改訂、承認、配布

- ・プロジェクトは、研修教材の改訂を 2017 年 1 月までに完了すること。この期限を守るために、NOIP と IPR 執行機関は遅くとも 2017 年 1 月 15 日までに各担当部分の最終版を承認し、プロジェクトに送付すること。特に EP は、進行中の刑法改正について考慮されていない現状版を提出する可能性がある。承認後、研修教材を本事業終了までに地方支局も含め IPR 執行機関に配布すること。

(2) IT システムの利用促進

- ・NOIP は、IT システムへのデータのアップロードを促進するため、IPR 執行機関へのリマンドを継続すること。
- ・NOIP と IPR 執行機関は、以下の行動をとることが強く奨励される。
 - IT システムへのデータのアップロードを担当する職員の明確化
 - NOIP と IPR 執行機関のリーダーは、本事業終了までに、IT システムへアップロードするデータの目標件数を設定し、その件数を達成することに責任をもち、各機関の職員にその件数の達成するように指示すること。

(3) 小学校からのフィードバックの確認

- ・NOIP は、DVD を配布した小学校から DVD についての感想・意見を得ること。

3-6-2 本事業終了後の方策

(1) 成果 1 の継続・拡大

- ・NOIP 及び IPR 執行機関は、今後研修を実施する場合には、本事業で養成された MT 及び開発されたカリキュラム、研修教材を活用する必要がある。また、NOIP と IPR 執行機関は、今後研修を継続して実施するために、必要な予算を確保することが奨励される。
- ・NOIP と IPR 執行機関は、MT の体制を維持する必要がある。
- ・NOIP と IPR 執行機関は、MT の知識とスキルを MT の後任／候補者に共有する手法を確立することが奨励される。MT はその手法に基づいて知識とスキルを後任／候補者に共有すること。
- ・NOIP と IPR 執行機関は、MT の連携を強化するために、MT ミーティングの開催を継続することが奨励される。同ミーティングで、MT は研修計画や教材改訂の検討や後任／候補者とのノウハウの共有の実施することが可能である。

(2) 成果 2 の継続・拡大

- NOIP と IPR 執行機関は、MOU の規定、特に共有すべき情報の種類、タイミングに従い、IT システムを活用して情報共有する必要がある。
- NOIP と IPR 執行機関は、MOU の規定に従い、必要な予算、人材、設備、機材、その他の技術を確保する必要がある。
- NOIP は、MOU の規定に従い、年に一度、MOU の履行状況をレビューする会合を主催する必要がある。
- NOIP と IPR 執行機関は、IT システムの利用を促進するため、IT システムの地方支局への拡大を検討することが奨励される。

(3) 成果 3 の継続・拡大

- NOIP は、今後普及啓発活動に取り組む場合には、本事業で作成した「普及啓発戦略」のファイナルドラフトを参考にする必要がある。
- NOIP は、本事業で作成したアニメーションを適切な場面で活用する必要がある。
- NOIP は、本事業で構築したジャーナリストとのネットワークを利用して、普及啓発活動を継続することが奨励される。

3－7 教 訓

成果 2 の「システム」の定義が明確でなかったため、システムに関する具体的な計画の検討に長い時間を要した。その結果、活動が遅れ、本事業が延長されることになった。したがって、詳細計画策定調査において、事業（プロジェクト）の具体的活動を特定することが必要である。